

◇ 住宅リフォーム・改修工事に関するこれまでの補助金事業の変遷

実施年度	事業名	概要	補助額	対象工事の追加	備考
平成21年度	住宅リフォーム促進事業補助金	増改築工事・リフォームに要する費用の一部を補助	補助対象工事費の15%(上限50万円)を補助		平成21年度との合計で50万円を超えないこと
平成22年度			補助対象工事費が200万円以下の場合その費用の5%を、補助対象工事費が200万円を超える場合その費用の15%から20万円減じた額を補助(上限30万円)		
平成23年度			補助対象工事費の5%(上限20万円)を補助		
平成24年度	暴風被害家屋修復支援事業	4/3～4/4にかけて発生した暴風被害を受けた家屋の修復工事に要する費用の一部を補助	補助対象工事費の10%		
平成25年度	雪国よこて安全安心住宅普及促進事業(第1期)	国の交付金を活用し住宅改修費用の一部を補助 ・雪対策改修 ・バリアフリー化改修 ・省エネ、断熱化改修	補助対象工事費の15%(上限30万円) 資料作成費用を別途補助		平成21年度～24年度に補助金交付を受けても再申請可 平成25年度～令和2年度で1建物につき1回限り
平成26年度					
平成27年度					
平成28年度	雪国よこて安全安心住宅普及促進事業(第2期)	国の交付金を活用し住宅改修費用の一部を補助 ・雪対策改修 ・バリアフリー化改修 ・省エネ、断熱化改修	補助対象工事費の15%(上限30万円) 対象工事金額に応じて資料作成費用を別途補助		
平成29年度					
平成30年度					
令和元年度	雪国よこて安全安心住宅普及促進事業(第3期)	住宅改修費用の一部を補助 ・雪対策改修 ・バリアフリー化改修 ・省エネ、断熱化改修 ・防災、減災対策のための改修	補助対象工事費の10%(上限20万円) 対象工事金額に応じて資料作成費用を別途補助	・玄関前等を行う消・融雪敷設工事 (ただし、屋根の消・融雪工事と同時に行うもので、当該工事費が補助対象費総額の2分の1未満の工事に限る) ・耐震シェルターの設置工事 ・道路等に面したブロック塀等の撤去 を追加	
令和2年度					
令和3年度～令和7年度	雪国よこて安全安心住宅普及促進事業(第4期)	国の交付金を活用し住宅改修費用の一部を補助 ・雪対策改修 ・バリアフリー化改修 ・省エネ、断熱化改修 ・防災、減災対策のための改修	補助対象工事費の10%(上限20万円) 対象工事金額に応じて資料作成費用を別途補助	・玄関前や屋根の消・融雪設備の設置工事 ・玄関前や住宅内の段差解消、手摺の取付工事 ・住宅敷地内のブロック塀等の撤去工事、 在宅リモートワークが出来る環境を整備する改修工事を追加	令和2年度以前補助申請者も再度申請可 令和3年度～令和7年度で1建物につき1回限り
令和8年度	雪国よこて安全安心住宅普及促進事業(第5期)	住宅改修費用の一部を補助 ・雪対策改修 ・バリアフリー化改修 ・省エネ、断熱化改修 ・防災、減災対策のための改修	補助対象に応じた補助単価から補助金額を算定(上限20万円) 例)風除室設置:78,000円/m 節水型トイレへの設置:41,000円/箇所 高断熱浴槽の設置:200,000円/箇所		令和7年度以前補助申請者も再度申請可 令和8年度で1建物につき1回限り